

世田谷区たまがわ花火大会開催に伴う警備委託プロポーザル 実施要領

1 業務の概要

(1) 契約予定件名

- ①世田谷区たまがわ花火大会警備委託（実施・兵庫橋本部）
- ②世田谷区たまがわ花火大会警備委託（吉沢・メイン会場・会場周辺）
- ③世田谷区たまがわ花火大会警備委託（平瀬川本部）

(2) 主旨（目的）

本件業務は、世田谷区たまがわ花火大会開催に当たり、観客の安全確保を最優先課題とし、地域住民や周辺企業、公道利用者等への影響を最小限に抑えた運営を行うため、警察等関係機関の指導等に対し柔軟に対応しながら円滑に警備業務を遂行するものである。特に、会場には短時間に大変多くの来場者が訪れるため、事故防止を徹底した警備計画の作成及び当日の警備業務の遂行が求められる。

(3) 業務内容（詳細は、別紙「仕様書（案）」のとおり）

- ① 警備計画書の作成
- ② 関係機関との会議、実地踏査等への出席
- ③ 花火大会警備に伴う警備員配備
- ④ 警備報告書の作成

(4) 花火大会開催日（予定）

令和7年10月上旬

※中止の場合、順延なし

※次年度以降、関係機関との協議の結果、花火大会実施時期が変更となる場合あり。

(5) 履行期間（予定）

令和7年5月中旬から令和9年11月中旬まで

※令和8年度及び令和9年度も同様の契約をする予定がある。契約は単年度ごとに締結し、各年度における本件業務に係る予算の配分があること、及び前年度の履行状況が優良と認められることを契約締結の条件とする。

(6) 警備員配備期間

(1) ①及び②については、花火大会開催日の週の月曜日から開催日の翌日まで

(1) ③については、花火大会開催日の前日から開催日の翌日まで

(7) 契約者決定の方法

公募による「企画提案等審査」による。

※「企画提案等審査」は、次のとおり行う。

- ① 参加者は、6の参加表明書の提出時において、企画提案しようとする(1)①、②又は③のいずれかを選択すること。（重複して企画提案することは可とする。）
- ② (1)①、②及び③のそれぞれの件名について審査し、件名ごとに参加者の選定順位を決定し、順位の高い事業者と契約する。なお、同じ事業者となった場合には、それぞれの件名を一つの契約にまとめて契約する。

(8) 提案限度額

- (1) ①については、25,989,243円（消費税（10%）込）
 (1) ②については、16,201,680円（消費税（10%）込）
 (1) ③については、11,907,720円（消費税（10%）込）
 ※令和8年度、令和9年度についても同額程度を予定している。

2 選定スケジュール(予定)

NO	作 業 内 容	実 施 日
1	手続き開始の公告	令和6年12月25日（水）
2	説明書交付・参加表明書受付期間	令和6年12月25日（水） ～令和7年1月15日（水）
3	提案書提出者決定・招請通知発送	令和7年1月16日（木）
4	提案書提出にあたっての質問期間	令和7年1月17日（金） ～令和7年1月27日（月）
5	質問回答発送	令和7年1月30日（木）
6	提案書提出期間	令和7年1月17日（金） ～令和7年2月13日（水）
7	プレゼンテーション及び業者選定委員会の開催	令和7年2月27日（木） 午後
8	選定結果の通知	令和7年3月5日（水）

3 参加者の資格要件

- (1) 警備業法（昭和47年法律第117号）第4条に規定する都道府県公安委員会の認定を受けていること。
 (2) 次の事項に該当しないこと。
 ① 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に該当する者
 ② 同条第2項の規定により世田谷区における一般競争入札等の参加を制限されている者
 ③ 世田谷区から現に指名停止を受けている者
 ④ 都道府県民税・市町村民税に滞納がある者
 (3) 世田谷区たまがわ花火大会安全対策業務委託プロポーザル方式業者選定委員会が主宰、役員、顧問及び所属をしている団体でないこと。

【選定委員の構成】

※委員長 砧総合支所長 畝目 晴彦
 委 員 玉川総合支所長 羽川 隆太
 委 員 砧総合支所地域振興課長 田村 朋章
 委 員 玉川総合支所地域振興課長 玉野 美香子

4 説明書の配付方法

(1) 配付日時

令和6年12月25日(水)～令和7年1月15日(水)
午前9時～午後5時(※土曜・日曜・祝休日を除く。)

(2) 配付場所

下記「13 担当」にて配付又は区HP

5 参加表明書の提出内容及び方法

(1) 提出内容 ※文字サイズは11ポイント以上とすること。

① 参加表明書…1部

② 事業者に関する書類…2部(原本1部、写し1部) ※(ウ)(エ)の場合は写し1部のみ
※(エ)(オ)はどちらか一方のみ

(ア) 法人概要

(イ) 定款、規則その他これらに類する書類

(ウ) 警備業法第5条の規定による認定を受けたことを示す標識の写し

(エ) 東京電子自治体共同運営電子調達サービスに名簿登録されていることがわかる受付票の写し

(オ) 法人事業税・特別税の納税証明書、法人税の納税証明書、法人住民税の納税証明書、消費税及地方消費税の納税証明書の各種正本

(2) 提出期限

令和7年1月15日(水) 午後5時(必着)

(3) 提出方法

持参又は郵送(書留又は配達記録郵便)による

※持参の場合の提出期間については、土曜・日曜・祝休日を除く。

(4) 提出先

下記「13 担当」あて

6 参加表明書の審査と提案書提出者の選定・通知

(1) 本件では提出者の選定は行わず、参加資格の確認のみを行う。

(2) 審査結果・招請通知は、合格・不合格を問わず郵送にて通知する。

通知発送日：令和7年1月16日(木)

7 提案書及び事業者に関する書類の提出内容及び方法

(1) 提出内容 ※様式任意、A4版で統一、文字サイズは11ポイント以上とすること。

①提案書(見本あり) … 10部

・様式は任意とするが、記載事項統一のため見本の項目は漏れなく記載し、項目番号は見本と同一にして作成すること。

・法人名又は明らかに法人名が推察される記述は削除すること。

・提出された提案書は、プレゼンテーションで使用するものとする。

②見積書 …… 1部

・見積金額は、消費税（10%）を含めた総価を記入すること。また見積金額の内訳として、経費等の内容が分かるものとする。

(2) 提出期限

令和7年2月13日（水）午後5時

※持参の場合の提出期間については、土曜・日曜・祝休日を除く。

(3) 提出方法

持参又は郵送（書留又は配達記録郵便）による

(4) 提出先

下記「13 担当」あて

(5) その他

事前に現地踏査及び危険箇所の特定をすること。

8 質問の受付及び回答方法

(1) 質問方法

文書（書式自由、ただし規格はA4判）により、FAX又は電子メール（必ず着信を確認すること）の方法とする。なお、文書には回答を受ける担当窓口の部署、氏名、電話及びFAX番号、電子メールアドレスを併記するものとする。

(2) 受付期間

令和7年1月17日（金）～令和7年1月27日（月）午後5時

(3) 質問先

下記「13 担当」あて

(4) 質問回答方法

令和7年1月30日（木）に、全提案書提出者に対し、FAX又は電子メールにて回答する。

9 プレゼンテーションの実施内容

(1) 開催日

令和7年2月27日（木）午後

※招請日時の詳細は、令和7年1月16日（木）付で郵送する招請通知に記載する。

(2) 会場

砧総合支所3階 災害対策地域本部室（予定）

(3) 条件

① プレゼンテーションの参加人数は、3名以内とする。その内、本事業の窓口担当者を1名以上参加させること。

② 時間は、各事業者25分（説明15分、質疑応答10分）とする。「説明」には準備時間を含む。ただし、パソコン、プロジェクター等の機器を使用する場合は、別途準備時間

(最大5分)を認める。

- ③ 説明に用いる資料は、提案書のほか、提案書の全部又は一部のパワーポイント、拡大映写、拡大印刷等も可とする（提案書に記載の範囲内）。ただし、説明用に編集し直す等の加工をしたものは不可とする。
- ④ パソコン、プロジェクター等の機器を使用する場合は、各社で持参すること。なお、機器使用については、2月13日（水）午後5時までに「13 担当」あてに連絡すること。
- ⑤ 上記④を使用する際のスクリーン・コードリールについては、2月13日（水）午後5時までに連絡した場合に限り、区からの貸与を認めるものとする。

10 評価基準

提案書及びプレゼンテーションの結果を基に、下記の項目に従い、採点を行う。総合点の高い順に選定順位を決定する。

- (1) 本業務を確実かつ安定的に遂行する能力を有していること。
 - ① 在籍警備員数等
 - ② 花火大会等イベント警備業務の受託実績（他自治体等での実績）
- (2) 本業務の意義や特性を十分に理解し、業務遂行にあたり十分な信頼性及び対応能力を保持していること。
 - ① 本業務の担当組織及び人員体制
 - ② 本業務に対する考え方
 - ③ 本業務に配置する従事者
 - ④ 緊急時対応及び現場支援体制
 - ⑤ 研修体制
 - ⑥ 個人情報保護・機密保護体制
- (3) 提案に対して、見積もり金額が妥当であること。
- (4) その他有益な提案

11 審査結果の通知期日及び方法

- (1) 結果通知日
令和7年3月5日（水）
- (2) 通知方法
各事業者に文書にて郵送する。

12 その他留意事項

- (1) 本件に関する説明会は実施しない。
- (2) 提案書の作成、提出及びプレゼンテーションに関する費用は、提出者の負担とする。
- (3) 提案書に虚偽の記載をした場合には、提出された提案書を無効のものとする。
- (4) 提出された提案書は返却しない。また、提出された提案書は当事業の業者選定以外の目的に使用しない。なお、提出された提案書を公開する場合には事前に提出者の同意を得ることとする。
- (5) 提案書提出後においては、原則として提案書に記載した内容の変更を認めない。
- (6) 提案書の決定後に、提案内容を適切に反映した特記仕様書の作成のため、業務の具体的な実施方法の提案を求めることがある。
- (7) 区は、選定した事業者について契約締結が不適当と認められる事由が生じた場合は、選定を取り消すことができる。
- (8) 評価終了後、参加者には選定順位を含めた結果を通知する。また、当該案件に参加を表明した者及び提案書を提出した者の商号・名称、並びに提案書を特定した理由（審査経過等）は区が公表できることとする。
- (9) 手続きにおいて使用する言語及び通貨は日本語及び日本国通貨に限る。
- (10) 契約保証金 免除
- (11) 契約書作成の要否 要
- (12) 当該業務に直接関連する他の業務の委託契約を当該業務の委託契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無 無
- (13) 感染症拡大等により、安心・安全に花火大会が開催できないと区が判断した場合、当該業務に関する契約は行わない可能性がある。
- (14) 関連情報を入手するための照会窓口 「13 担当」あて
- (15) この契約による業務を第三者に再委託してはならない。ただし、当該業務の一部についてやむを得ず第三者に委託する必要があるときは、あらかじめ再委託する業者名、再委託の内容を通知し、協議を申し出ること。
- (16) 本プロポーザルは事業者の選定を目的としており、提案内容に区は拘束されない。
- (17) 区との契約では単年度で予定価格2,000万円以上（プロポーザルにおいては提案限度額）の業務委託契約は、世田谷区公契約条例の定める労働報酬下限額の対象となる。本件は対象案件となるので詳細は別紙を確認すること。

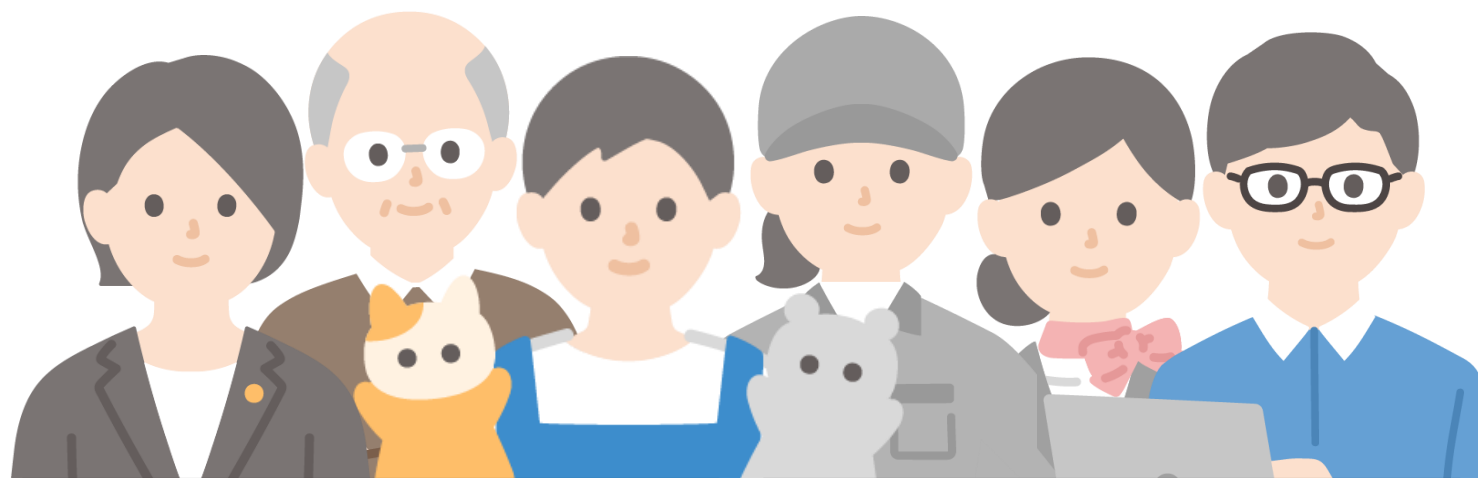
13 担当

世田谷区砧総合支所地域振興課地域振興・防災担当 長坂

所在地：〒157-8501 世田谷区成城6-2-1 砧総合支所3階31番窓口

連絡先：(03) 3482-2169 FAX：(03) 3482-1655

世田谷区との一定額以上の契約には
「労働報酬下限額」 が適用されます



工事請負契約の
技能労働者

東京都の公共工事設計労務単価
の職種ごとの**85%相当額**

(各職種の金額は裏面をご覧ください)

工事以外の契約の
労働者

1 時間あたり

1,460円

労働報酬下限額とは…

世田谷区との契約事業者が労働者に支払う労働報酬の下限とすべき額です。労働者は、事業者（下請負者含む）のもとで、対象案件※の業務に従事する方が対象です。一人親方や派遣労働者も含まれ、正社員・アルバイトなどの雇用形態は問いません。

※予定価格が3千万円以上の工事請負契約、予定価格が2千万円以上の工事以外の契約及び指定管理者協定（不動産の買入れ、賃貸借契約約款が適用される案件を除く）

世田谷区公契約条例とは…

世田谷区が事業者と結ぶ契約に関する基本方針や区長と事業者の責務などを定めた条例で、労働者の適正な労働条件の確保や、事業者の経営環境の改善を図ることなどを目的としています。契約事業者には、公契約条例に基づいて労働報酬下限額を守り、労働者への適正な賃金を支払うことで適正な労働条件の確保と向上に努めていただく義務があります。

公契約条例・労働報酬下限額の詳細については、世田谷区ホームページをご覧ください。

【問い合わせ先】世田谷区財務部経理課契約係

電話：03-5432-2145～2152・2173・2435

FAX：03-5432-3046

世田谷区 公契約条例

検索



世田谷区公契約条例のその他の取組み

《 労働条件確認帳票 》

賃金、労働時間、社会保険の加入などの労働条件が適正であることを確認するためのもので、予定価格が50万円を超える契約(※)において契約事業者配布し、提出を求めています。また、この帳票は、事業者・労働者をはじめどなたでも契約担当窓口で閲覧できます。

※ 指定管理協定は金額を問わず全案件が対象

閲覧場所	閲覧できる帳票
経理課 (世田谷区役所東棟5階503番窓口)	教育総務課が取り扱う契約以外の契約
教育総務課 (世田谷区役所東棟6階604番窓口)	教育委員会の契約のうち予定価格が2千万円未満の契約

《 労働報酬下限額周知カードの配布 》

労働報酬下限額の対象となる契約の業務に従事する方一人ひとりに、契約事業者を通してその旨を周知するカードを配布し、契約事業者からは周知したことの確認書をご提出いただくことで、労働報酬下限額の周知及び遵守の徹底を図っています。

工事請負契約の技能労働者の労働報酬下限額（1時間あたり）

職 種	労働報酬下限額	職 種	労働報酬下限額	職 種	労働報酬下限額
特 殊 作 業 員	3,007円	潜かん世話役	4,420円	型 わ く 工	3,188円
普 通 作 業 員	2,699円	さく岩工	3,783円	大 工	3,060円
軽 作 業 員	1,870円	トンネル特殊工	3,602円	左 官	3,273円
造 園 工	2,752円	トンネル作業員	3,124円	配 管 工	2,869円
法 面 工	3,358円	トンネル世話役	4,080円	は つ り 工	3,039円
と び 工	3,315円	橋りょう特殊工	3,496円	防 水 工	3,634円
石 工	3,337円	橋りょう塗装工	3,570円	板 金 工	3,443円
ブ ロ ッ ク 工	3,103円	橋りょう世話役	4,091円	サ ッ シ 工	3,230円
電 工	3,199円	土木一般世話役	3,294円	内 装 工	3,326円
鉄 筋 工	3,284円	高級船員	3,889円	ガ ラ ス 工	3,177円
鉄 骨 工	2,975円	普通船員	3,135円	建 具 工	2,859円
塗 装 工	3,475円	潜水土	5,015円	ダ ク ト 工	2,869円
溶 接 工	3,592円	潜水連絡員	3,666円	保 温 工	2,784円
運転手（特殊）	3,071円	潜水送気員	3,560円	設 備 機 械 工	2,805円
運転手（一般）	2,508円	山林砂防工	3,262円	交 通 誘 導 員 A	2,019円
潜 か ん 工	3,730円	軌道工	5,780円	交 通 誘 導 員 B	1,764円
				上 記 以 外 の 職 種	1,460円

※上記の金額は熟練労働者に適用されます。
※上記の職種であっても、事業者が労働者等との合意の下で見習い又は手元等の未熟練労働者と判断する者及び年金等の受給のために賃金を調整している者については、1時間当たり1,540円になります。

このちらしに記載の労働報酬下限額は、令和6年12月19日告示によるものです。
適用対象は令和7年4月1日以後に締結する契約（上記の告示前に公告し、入札に付された契約を除く）です。